

白河高原薪の会

平成 27 年 2 月 1 日制定

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この活動組織は、白河高原薪の会（以下「活動組織」という。）という。

(事務所)

第 2 条 活動組織は、主たる事務所を西白河郡西郷村大字羽太字高野舎に置く。

(目的)

第 3 条 活動組織は、次条の構成員による地域共同による森林・山村の多面的機能の発揮のための活動を通じ、地域の活性化を図ることを目的とする。

(主に森林の皆伐を推進し、工夫をして利用し、将来に健全な森林を引き渡す。)

第 2 章 構成員

(構成員)

第 4 条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

ただし、活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第 3 章 役員

(役員の数及び選任)

第 5 条 活動組織に、代表 1 名、副代表 1 名、書記 1 名、会計 1 名、監査役 1 名を置き、必要に応じて相談役若干名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする。

- 2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計、並びに相談役は、代表が指名するものとする。
- 3 代表は、この活動組織を代表し、活動組織の業務を統括する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。
- 5 書記は、活動組織の活動の事務等を行う。
- 6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

- 7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。
- 8 相談役は、必要な相談に応じる。

(役員任期)

第6条 役員任期は、2年とする。

- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会開催)

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

- 3 前項第1号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

(総会権能)

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 活動に関する活動計画の設定又は変更、収支予算、実績報告及び収支決算に関すること。
- 二 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 三 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

(総会議決方法等)

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

- 2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 3 総会の議事は、次条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決

し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 議長は、出席者の互選により定める。
- 5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布するものとする。

(特別議決事項)

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員解任

第5章 事務、会計及び監査

(書類及び帳簿の備付け)

第11条 活動組織は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

(書類の保存)

第12条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から5年間保存することとする。

(事業及び会計年度)

第13条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第14条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはほかの会計と区分して経理する。

- 一 森林・山村多面的機能発揮対策交付金
- 二 その他の収入

(事務経費支弁の方法等)

第 15 条 活動組織の事務に要する経費は、前条の資金をもって充てる。

(活動計画の作成)

第 16 条 活動計画は、会計区分ごとに作成し、総会の議決を得てこれを定める。

(資金の支出)

第 17 条 資金の支出者は代表とする。

(資金の流用)

第 18 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

(金銭出納の明確化)

第 19 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行い、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

(金銭の出納)

第 20 条 金銭を出納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 21 条 金銭の支払については、最終受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(物品の管理)

第 22 条 活動組織が購入又は借り入れした器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 23 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の 30 日前までに監査役に

提出しなければならない。

- 2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後 60 日以内に総会の承認を受けなければならない。

第 6 章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

- 第 24 条 この規約を変更した場合は、地域協議会長に報告をしなければならない。

第 7 章 雑則

(細則)

- 第 25 条 森林・山村多面的機能発揮対策実施要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 59 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 60 号農林水産事務次官依命通知）、森林・山村多面的機能発揮対策実施要領（平成 25 年 5 月 16 日 25 林整森第 74 号林野庁長官通知）、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 28 年 3 月 31 日までとする。
- 3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは「設立総会」と読み替えるものとする。

白河高原薪の会細則

活動組織の運営上必要な細則

記

(目的)

第1条 この細則は、活動が円滑に実施できるよう、その内容等について定めることを目的とする。

(役員会)

第2条 役員会は代表、副代表、会計、書記を持ってこれにあたる。

(会員)

第3条 (会員は次の二期に分けて募集する。)

第一次会員

アルパイン薪ストーブのオーナー

第二次会員

薪ストーブを使っている者、薪ストーブをこれから使いたい者、森林の環境や保全に関心のある者、地域社会に貢献したい者、里山を早くよみがえらせたい者。

(新規会員の入会)

入会を希望する者は所定の入会申込書を代表あてに提出する。

代表は直ちに役員会にて協議し、申込者に是非を通知する。

(家族会員)

希望すれば会員の家族を家族会員とする。

(退会)

退会を希望する者は所定の退会申込書を代表あてに提出する。

(入会費・会費)

第4条 (入会費)

新規会員は入会費 3,000 円を会に収める。

(会費)

会員は毎年会費として 3,000 円を会に収める

(作業の分類)

第5条 作業の種類を次のように分類し活動する。

(第一類作業)

毎月例会での共同作業

(第二類作業)

任意に入山し、立木を伐採、玉切り、搬出する作業
事前に所定の入山届を提出する。

ひとり作業は出来ません。

(第三類作業)

会員が行う会のための第一類以外の作業

(外注作業)

会は作業を外注することができる。

(その他の料金)

第6条 会では次の料金を徴収する。

(入山料)

第二類作業時、家族会員を含め1名 400円

(立木代)

第一類及び第二類作業で持ち帰る立木について 2,700円/m³

(保険)

第7条 第一類及び第三類作業時、グリーンボランティア保険に加入する。

(第二類作業は自己責任)

第一類作業時の家族会員の保険料は会が負担する。

この細則に定めのない事項、又は疑義が生じた場合には、協議をして定めるものとする。

平成27年2月1日